

# 地方法人特別税が 創設されました

平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます

## 地方法人特別税とは

平成20年度の税制改正により、偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が創設されました。

これにより、法人事業税の所得割・収入割の標準税率が引き下げられ、法人事業税の税収（全国総額）の約半分にあたる2.6兆円が地方法人特別税となります。

法人事業税の一部を地方法人特別税とする制度となっているため、この改正による各法人の法人事業税と地方法人特別税とを合わせた税負担が増えることはありません。

## 申告納付について

地方法人特別税は、法人事業税と同一の申告書・納付書により、各都道府県に申告納付します。

### ● 適用時期

**平成20年10月1日以後に開始する事業年度及び同日以降の解散による清算所得について適用されます。**

（事業年度が1年の場合、平成21年5月の中間申告から適用となります。）

### ● 課税標準

**基準法人所得割額、基準法人収入割額**

（法人事業税のうち、標準税率により計算した所得割額又は収入割額）

### ● 税率

#### 【地方法人特別税率表】

課税標準額	税率
外形標準課税対象法人 <sup>※</sup> の基準法人所得割額	148%
外形標準課税対象法人以外の法人の基準法人所得割額	81%
基準法人収入割額	81%

※ 資本金の額（又は出資金の額）が1億円を超える普通法人

# 法人事業税の税率が変更されます

地方法人特別税の創設に伴い、平成20年10月1日以後に開始する事業年度及び同日以降の解散による清算所得について適用されます。

## 法人事業税の税率表

区分	法人の種類	所得等の区分		税率(%)	
				改正後	改正前
所得を課税標準とするもの	【普通法人】 一般の法人、人格のない社団や財団など	所得割	年400万円以下の所得	2.95 (2.7)	5.25 (5)
			年400万円を超え年800万円以下の所得	4.365 (4)	7.665 (7.3)
			年800万円を超える所得、 軽減税率不適用法人	5.78 (5.3)	10.08 (9.6)
			清算所得	5.78	10.08
	【特別法人】 農業協同組合、信用金庫、医療法人など	所得割	年400万円以下の所得	2.95 (2.7)	5.25 (5)
			年400万円を超える所得、 軽減税率不適用法人	3.93 (3.6)	6.93 (6.6)
			清算所得	3.93	6.93
			収入金額を課税標準とするもの	電気・ガス供給業・生命・損害保険業を行う法人	収入割
外形標準課税法人	資本金の額(又は出資金の額)が1億円を超える普通法人	所得割	年400万円以下の所得	1.69 (1.5)	3.99 (3.8)
			年400万円を超え年800万円以下の所得	2.475 (2.2)	5.775 (5.5)
			年800万円を超える所得、 軽減税率不適用法人	3.26 (2.9)	7.56 (7.2)
			清算所得	3.26	7.56
	付加価値割	付加価値額	0.504 (0.48)		
	資本割	資本金等の額	0.21 (0.2)		

※ 京都府では、下記の法人については不均一課税を行い、( )内の税率の適用を行っています。

- ・ 資本金額(又は出資金の額)が3億円以下で、かつ年所得が4,000万円(収入金額を課税標準とするものにするものについては年収入金額が3億2,000万円)以下の法人
- ・ 中小企業団体の組織に関する法律第3条に掲げる法人 ・ 付加価値割(付加価値額の年額1億4,000万円以下)
- ・ 資本割(算定期末の資本金等の額が1億6,000万円以下)

## 地方法人特別税導入後、最初の事業年度の予定申告にあたってのご注意

予定申告の場合、通常、前事業年度の確定事業税額を前事業年度の月数で除して得た額の「6倍」に相当する額を納付申告しますが、地方法人特別税が導入された後の最初の事業年度(平成20年10月1日以後に開始する最初の事業年度)の予定申告は、前事業年度の確定事業税額が現行税率によって算定されるため、次のとおり申告納付していただくことになりますのでご注意ください。

### ◆ 法人事業税に係る予定申告税額

前事業年度の確定事業税額を前事業年度の月数で除して得た額の「3.3倍」に相当する額を申告納付します。

### ◆ 地方法人特別税に係る予定申告税額

前事業年度の確定事業税額を前事業年度の月数で除して得た額の「2.7倍」に相当する額を申告納付します。